

Burg und Landesherrschaft unter dem ersten Hälfte des 14. Jahrhunderts —unter dem Aspekt der Burglehenspolitik—

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/18201

一四世紀前半期トリール大司教バルドゥインの治世における城塞と ランダスヘルシャフト——城塞レーエン政策の視角から——

桜井利夫

一 はじめに

中世国制史における城塞研究の意義と課題を総括的に論ずるH・エーブナーEbnerによれば、「中世の政治は、そのかなりの部分が城塞政策Burgpolitikであった」⁽¹⁾。城塞は、先ず軍事の分野において、中世末期に火炮の登場によってその軍事的意義を減少させる時まで、攻撃の根拠地や引き延ばし戦術の手段としての機能を果たした。換言すれば、中世において、戦争やフェーデの際の戦闘は城塞その他の戦闘施設をめぐる戦闘だったのである。次に政治の分野において、城塞は支配の核を構成したものであり、したがって裁判所の所在地及び計画的に建設された経済の中心地としての機能を果たしたことも稀ではない。さらに、法的觀念からみる時、城塞住民が周辺領域から隔絶し城塞によって守られている特別の身分集団であるという意識を有した事実とも相俟って、城塞は独自の平和領域Friedensbezirkでもあった。以上ごく簡単に概観しただけでも、城塞は軍事的・政治的・法的意義を有したことが分かるし、中世国制史乃至法制史の一つの重要な研究対象となりうることが予想される。

次に、ドイツにおける城塞研究史を簡単に概観しておきたい。城塞に対する関心それ自体は、中世末期に火炮

が出現したことに伴って城塞の軍事的意義が低下して以後、近世の初頭に城塞の荒廃が大規模に始まった時に現れた。⁽²⁾しかし、城塞に関する学問的研究、つまり城塞学 *Burgenkunde* はロマン主義 *Romantik* の時代、一九世紀初頭に始まった。このロマン主義時代の城塞学は、確かに歴史的考察方法と美術史的・建築学的考察方法の両者を併せもっていたが、しかし城塞を美学的対象とみなす美術史的・建築学的考察方法の方が圧倒的優位に立ち、一九世紀末期には、城塞は芸術の対象であるという評価が確立されるに至った。したがって、一九世紀の段階では、城塞に関する本格的な歴史的研究は未だ始まっていなかったのである。この点での決定的変化は、第一次世界大戦後、とくに地域研究 *Landeskundliche Forschung* との関連で始まった。この場合に、城塞は定住地・開墾地、近隣交易・遠隔交易、関税、裁判、鉱業、教会、都市との関連において考察され、城塞の起源、その初期の情況、その類型に主な関心が向けられ、防衛システムや防衛線があったことが明らかにされた。とはいえ、城塞の歴史的研究が真に活発化したのは第二次世界大戦終結後であり、「マックス・プランク研究所歴史部門 [Max-Planck-Institut für Geschichte] (ゲッティンゲン)」「ヘルリン・ドイツ科学アカデミー先史・初期史部門 [Max-Planck für Vor- und Frühgeschichte an der Deutschen Akademie der Wissenschaften zu Berlin]」「ヤーン・オーストリア科学アカデミー城塞委員会 *die Burgenkommission an der Österreichischen Akademie der Wissenschaften in Berlin*」等の研究機関が城塞の歴史的研究に精力的に取り組んでいる。このような動向の中で、コンスタンツ中世史研究部会 *Konstanzer Arbeitskreis für mittelalterliche Geschichte* も城塞研究に集中的に取り組む。その成果を『ドイツ語圏における城塞——その法制的及び国制史的意義』一九六七年——*Die Burgen im deutschen Sprachraum. Ihre rechts- und verfassungsgeschichtliche Bedeutung, Teil I—II, 1976, hrsg. von H. Patzelt* と題して公刊するに至った。

このように、戦後の西ドイツ学界において城塞をめぐる法制史・国制史的研究が盛行をみているのに対して、

日本では西ドイツ学界において蓄積されてきた研究成果が未だ共有財産となっていないのみならず、城塞史乃至城塞の法制史・国制史的意義を独立の課題として取り上げた研究も極めて少ない状況にあるように思われる。⁽³⁾この状況の中で、本小稿は城塞の法制史・国制史的意義を、城塞レーエン政策の視覚から、ランデスヘルシャフトLandesherrschaft乃至領域権力形成との関連で明らかにすることを課題とする。また研究対象はトリール大司教バルドゥインBalduin（在位一三〇七—一三五四年）治世下の選定侯領トリールErzbistum Trierに限定される。⁽⁴⁾ところで、右の課題を追究するのに好個の非常に実証的な研究が公にされた。ヴォルフリューディガー・ベルンズWolf-Rüdiger Berns著『トリール大司教バルドゥイン（一三〇七—一三五四年）の城塞政策と支配Burgenpolitik und Herrschaft des Erzbischofs Baldwin von Trier (1307—1354)』がそれであり、本小稿はこれに多くを負っている。⁽⁵⁾なおトリール大司教の支配権が及んだ城塞は、大司教による建設・征服・売買等に基づく自由所有城塞Landesherrliche Burgと、封臣にレーエンとして授封された城塞Lehnsherrliche Burgとに大別されるが、以下の考察は差当り大司教の自由所有城塞に限定される。

- (1) Ernst H. Eber, Die Burg als Forschungsproblem mittelalterlicher Verfassungsgeschichte, 1976, in: H. Patze (Hrsg.), Die Burgen im deutschen Sprachraum. Ihre rechts- und verfassungsgeschichtliche Bedeutung [Vorträge und Forschungen, hrsg. vom Konstanzer Arbeitskreis für mittelalterliche Geschichte, Bd. XIX, Teil I, 1976], S. 11f. 124-6.
- (2) Ernst H. Eber, a. a. O., S. 15f.; F. Uhlhorn, Die territorialgeschichtliche Funktion der Burg, in: O. Renkhoff (Hrsg.), Blätter für deutsche Landesgeschichte, 103, Jahrgang, 1967, S. 111-149.
- (3) この点に関して野崎直治『ヨーロッパ中世の城』一九八九年、「あとがき」、二二九頁以下参照。ドイツ国制史の分野において、筆者の知る限りでは、服部良久「中世におけるブルクと都市——ドイツ学界におけるブルク研究の新動向によつて——」、『史林』六二巻六号、一九七九年、野崎直治「上掲書、同「ヨーロッパにおける城塞研究の現状と課題」」、『歴史と地理』三七五号、一九八六年、若曾根健治「城にたいする刑事手続点描——ザクセンシュビーゲルを中心に——」、『熊本法学』

五七号、一九八八年を挙げうるのみである。これに対し、フランス史における城塞研究のわが国の状況に関して、若曾根、上掲論文、一七九頁註(7)を参照。

(4) 従来筆者は「Hierをトリア」と表記してきたが(拙稿「ドイツ中世都市におけるミニテリアーレン層——クヌート・シュルツ説の批判的検討——」、『法学』、四六巻五号、昭和五七年)、「中世都市コーブレンツにおける都市ゲマインデと都市君主権——十三世紀末期より一四世紀中葉に至るまで——」(一)、『法学』、五〇巻一号、昭和六一年、「一六世紀中葉ラント都市コーブレンツにおける都市ゲマインデと都市君主権」、『金沢法学』、二九巻一・二合併号、昭和六二年)、ここでトリールと改めることにした。

(5) 著者は、本書が、「徐々に成立しつつある一つの領邦国家を例として、中世後期の支配の重要な諸構造」を明らかにすることを研究目的とする(『Vorwort』, S. 9)。また本書は『コンスタント中世史研究部会』編の『業書Vorträge und Forschungen』中の一冊(Sonderband 27)として公刊されており、著者によればテーマと研究目的の点で、同叢書中の『Der deutsche Territorialstaat im 14. Jahrhundert』, Bd. 13 und 14, 1970-71並び本文で上述べた『Die Burgen im deutschen Sprachraum』, Bd. XIX Teil I-II, 1976と密接な関連を立っている(『ebenda』)。

二 築城高権と自由所有城塞

カローリング時代後のピートルの勅令Edikt von Pîtres(八六四年)以後一二世紀中葉までは、軍事罰令権を保持する国王、つまりフランク国王乃至ドイツ国王が築城高権の担い手であった⁽¹⁾。本来国王の特権(Regalien)たるこの権利は、既にカローリング時代に、帝国防衛の防塞であると共に攻撃戦のための進発基地たるマルクの指揮官マルクグラーフMarkgraf(辺境伯)に譲与されていたが、一二世紀後期皇帝フリードリッヒ一世・バルバロッサFriedrich I. Barbarossa(在位一一五二—九〇年)の時代には、国王の代理人たるグラーフGrafの許可を得れば築城が可能となった⁽²⁾。皇帝フリードリッヒ二世Friedrich II.(在位一二一二—五〇年)の二つの諸侯法Fürstengesetze「すなわち一二二〇年のConfederatio cum principibus ecclesiasticis〔教会諸侯との協約〕と一二三二—

三二年の Statutum in favorem principum (諸侯の利益のための取り決め) は、関税徴収権・貨幣鑄造等のレガリーエンと共に、築城高権をも教俗諸侯のために一般的に放棄した⁽³⁾。もともと教俗諸侯は、右の諸侯法制定以前から既に、個別的な特権付与状又は国王による暗黙の承認に基づいて築城高権を行使しており、諸侯ほど高級でない貴族でさえも、王権が弱体であった時期に自力で城塞を建設していた⁽⁴⁾。トリール大司教が築城高権を獲得した時期を確定することは不可能であるが、R・ラウフナー・Laufferは、大司教ヨージハーン一世 Johann I の時代(一九〇一—二二二年)、二二二〇年頃に七つの自由所有城塞 Landesburg が存在した事実に基づき、大司教が、フリードリッヒ二世の諸侯法制定以前に、築城高権を要求していたと推論する⁽⁵⁾。

さて、大司教バルドゥインは歴代のトリール大司教の中で最大の城塞政策家と目されているのみならず、帝国レベルにおいても最も重要な城塞政策家であると評価されている⁽⁷⁾。彼が二二〇七年二月七日弱冠二二歳の若さで大司教に選挙された時、大司教教会トリールの自由所有城塞は既に (Alken—) Thurandt・Bernkastel・Cochem・Grimburg・Hartenfels・Klotten・Burg zu Koblenz・Kyllburg・Malberg・Manderscheid・Mayen・Montabauer・Saarburg・(Kapellen—) Stolzenfels・Treis・Welschwillig・Arras・Ehrenbreitstein・Neuerburg bei Wittlich・Pfalz・Palast Trier (二一箇所に達して⁽⁸⁾)。と、つろむ。翌二二〇八年聖霊降臨の大祝日 Pfingsttag に司教都市トリールに入城したバルドゥインが目にしたのは、特に前任大司教ディーター・フォン・ナッサウ Dieter von Nassau (在位二二〇〇—二二〇七年) と国王アルブレヒト一世 Albrecht I. (在位二二九八—一三〇八年) の間の闘争の裡に疲弊し切り危機的情況に陥っていた大司教領の有様であった⁽⁹⁾。この情況を伝えるのが、史料の次のような記述である。すなわち「さらに同大司教バルドゥインは、その大司教職就任の最初から極めて激烈な争乱に直面した。この争乱は故トリール大司教ディーターにより始められ、トリール教会・諸修道院・トリールの聖職者に不利益をもたらし、また長期に亘って続いた故に例のごとく害をもたらすとともにすべての人々の憤

激的となったものである。また同教会の諸権利も数々切れないほど多くの場合に不確実なものとなり、際限もなく多くの者によって余すところなく奪われてしまっていた。その上貴族・騎士その他の者のうち多くが、トリール教会のせいであつたと主張したところの損害の賠償を目的として、また他の者は、同教会を保護する代償としてかのデーターとその他の……前任者達とによって文書に基づいたのであれ基づかないのであれ自分達に対してなされたものであると主張したところの金銭的約束の履行を目的として、トリール教会のみならず同教会の都市「トリール」と司教区との住民と……臣民に対し略奪その他の方法で極めて甚大な攻撃を加えた。同教会の城塞、防備施設、収入も差し押さへられ、債務の故にその多くが質入されてつたPorro idem Baldewinus archiepiscopus in principio sue in archiepiscopum promotionis discordiam gravissimam inventi initiatam per quondam Dytherum archiepiscopum Trevirensis contra ecclesiam Trevirensis, Monasteria et clerum Trevirensis, que dudum duraverat exemplo dampnosa et omnibus scandalosa. Iura quoque ipsius ecclesie in infinitis in incerto vagabantur et per infinitos absorta totaliter extiterunt. Multi etiam nobilium militarium et aliorum pro dampnis, que occasione ecclesie Trevirensis se sustinuisse asserabant, alii vero pro pecuniariis promissionibus, quas pro defensione ipsius ecclesie per eundem Dytherum et alios suos…predecessores in scriptis et sine scriptis sibi factas pretendebant, eandem ecclesiam et ecclesie necnon Civitatis et Dyocesis Trevirensis incolas et…subditos captivationibus et aliis durissime aggravabant. Castra etiam, munitiones et red-ditus dicte ecclesie tenebantur, pro debitis plurimum obligati⁽⁹⁾。

したがって、バルドウインの統治活動は、前任の大司教データー以来続いてきたトリール領域の争乱を收拾すると同時に、質入れされた城塞その他の教会財産を請け戻すことに向けられることになつた。⁽¹¹⁾そして現実、「大司教バルドウインは全力を挙げて、トリール教会のみならずその都市トリールと司教区との住民と臣民を略

奪した) 上述の者達との平和を達成し質物を請け戻す」ことに成功したのである⁽¹²⁾。のみならずバルドゥインは、一三五四年までの統治期間中に、上述二一の既存の自由所有城塞の外にさらに一五の自由所有城塞を新たに獲得しつゝ⁽¹³⁾、Badenau・Baldeck・Baldunstein・Baldenetz・Rauschenberg・St. Johannisberg (以上新建設)・Ranstein bei Trier (従来未完成であったものを完成)・Kobern・St. Wendel・Sterrenberg・Motten・Lockweiler (以上購入)・Schmidburg (空席になつたレーエンとして没収)・Schadeck・Vilmar (この二つは征服によつて)がそれである。バルドゥインの治世における自由所有城塞のこの著しい増加という事実だけからしても、一四世紀前半期トリール大司教のランデスヘルシャフト形成にとつて城塞が重要な意義を有したことが窺われる。レーエン城塞についても同様であり、バルドゥインはその大司教就任当初一九しかなかったレーエン城塞を長期に及ぶ城塞政策(レーエン寄進契約)を通じて実に一四四にまで増加させたのである⁽¹⁵⁾。

- (1) H. Ebner, Die Burg, S. 43; H. ミッタイス＝H. リーペリッヒ著、世良訳、『ドイツ法制史概説』(改訂版)、昭和四六年、二一九頁。
- (2) H. Ebner, ebenda, H. ミッタイス＝H. リーペリッヒ著、上掲世良訳、一七三頁、二一九頁。
- (3) Confederatio Art. 9: Item constituimus, ut nulla edificia, castra videlicet seu civitates, in fundis ecclesiarum, vel occasione advocacie vel alio quocumque pretextu, construantur [わがに朕は、フォークト職権を理由とするのであれその他いかなる口実によつてもあれ、教会の土地に建築物、城塞又は言へば何でもなく都市が建設されるべきでないことを定める] (Quellenammlung zur Geschichte der deutschen Reichsverfassung I, bearb. v. K. Zeuner (2. Aufl, 1913), Nr. 39; Statutum Art. 1: Statuentes in primis, quod nullum novum castrum vel civitatem in preiudicium principum construere debeamus [朕は第一に、朕が諸侯に不利をなすべしと認められたる城塞や都市を建設すべしと認められたることを認めざるべし] (K. Zeuner I, Nr. 53).
- (4) H. Mitis, Der Staat des hohen Mittelalters, 9. Aufl., 1974, S. 345f.; H. Ebner, Die Burg, S. 43f.; R. Laufner, Die Ausbildung des Territorialstaates der Kurfürsten von Trier, in: H. Patze (Hrsg.), Der deutsche Territorialstaat im 14.

Jahrbuch II (Vorträge und Forschungen, Bd. XIV), 1971, S. 132.

- (5) W.-R. Berns, Burgenpolitik und Herrschaft, S. 18.
- (6) R. Lauffer, Territorialstaat, S. 132, 141.
- (7) H. Ebner, Die Burg, S. 65 ; W.-R. Berns, Burgenpolitik und Herrschaft, S. 19.
- (8) W.-R. Berns, Burgenpolitik und Herrschaft, S. 20. ヲノハシトシテPalast Trier (標本エーニールの中にある大司教の城館) であることは、Ders., a. a. O., S. 211の挿図に於て明白に西田所有城館と記載してある。
- (9) R. Lauffer, Territorialstaat, S. 134. ; J. Mötsch (bearb.), Die Balduineen. Aufbau, Entstehung und Inhalt der Ukundensammlung des Erzbischofs Balduin von Trier, 1980, S. 1.
- (10) Codex Balduineus, Prooemium, in : J. Mötsch (bearb.), Die Balduineen, S. 77f.
- (11) R. Lauffer, Territorialstaat, S. 136.
- (12) "Cum quibus omnibus idem Baldewinus archiepiscopus pacem omnimode perfecti, obligata redemit." (Codex Balduineus, Prooemium, in : J. Mötsch, a. a. O., S. 78).
- (13) W.-R. Berns, Burgenpolitik und Herrschaft, S. 20.
- (14) W.-R. Berns, Burgenpolitik und Herrschaft, S. 20 ; R. Lauffer, Territorialstaat, S. 134. Vgl. auch H. Ebner, Die Burg, S. 57.
- (15) ノーヘン城館の名称と位置は以下の通りである。(一) 大司教が持つべき優先的ligische義務及び附城義務を負う城館°
 Solms, Liebenscheld, Beilstein, Mengerskirchen, Rohrburg, Bruch, Weltersburg, Moilsberg, Hadamar, Schadeck, Grenzan, Sayn, Cramburg, Laurenburg, Tannenber, Nassau, Bell, Kaltenborn, Virneburg, Boos, Geisbuschenhof, Poln, Kobern, Gondorf, Ehrenburg, Pommern (an der Mosel), Daun, Neef, Senheim, Merl, Buch, Simmern, Stackeden, Wölstein, Iben, Odenbach, Oberstein, Wildenburg, Leyen, Wolf, Weiler, Liessem, Bruch bei Büttenbach, Esch, Klüsserath, Föhren, Eitelsbach, Dhroncken, Sommerau, Brücken, Grimburg, Libenburg, Dagsuhl, Lockweiler, Schwarzenburg, Motten, Büschfeld, Weiskirchen, Rappweiler, Bübingen, Berrtingen, Leiningen, Hornburg, Marcouray, Stierberg. (二) 大司教が持つべき附城義務を負う城館° Sporkenburg, Dörbach, Erlenbach, Wincheringen. (三) 大司教に対し優先的義務を負う城館° Dierdorf, Blohleck, Ketting, Kottenheim, Born, Wartenberg. (四) 義務が明らかでないノーヘン城館° Windeck, Vernich, Arenfels, Diez, Villmar, Kempenich, 城館が不明(MayenのGeisbuschenhof) S. 4

間地域), Monreal, Ehrenburg, Schöneck, Bischofsstein, Waldeck, Braunshron, Stahleck, Rheinböllen, Kirchberg, Dill, Schmidburg, Winterburg, Starkenburg, Rotenberg, Neuenburg, Hunostein, Dodenburg, Freudenburg, Montclair, Hausbach, Siersburg, Birkenfeld, Wachenheim, Münchweiler, Strauf, Lemberg, Medelstein, Lorenzen, Herbenunnt, Prünzurlay, Sierck.以上の城塞を分類はW. R. Berns, *Burgenpolitik und Herrschaft*, S. 211以下⁴⁾。Vgl. auch Ders., a. O., S. 20f.

三 城塞レーエン政策とランデスヘルシャフト

次に、城塞、特に自由所有城塞のランデスヘルシャフト形成に対する意義を明らかにするために、大司教バルドゥインによって展開された城塞レーエン政策を考察することにした。先ず一般的な概観を行っておくならば、城塞レーエンBurglehen, feudum castrense, castrifeudumとは、封臣に対しレーエンとして付与された城塞そのものと、城塞守備に当たるブルクマンに対し経済的給養を目的として付与されたレーエンとの二つの意味を有するが、ここでは城塞レーエンの語はこの後者の意味で使用することにした¹⁾。通常のレーエンの保持者は軍役Heerfahrtと主邸参向Hoffahrtを主要な義務として負担するのに対し²⁾、城塞レーエンの保持者は、これらの義務に代わって、城塞守備Burgnut, Burgwachtの義務と、継続的に又は一定期間城塞の中に又はその近傍に居住する義務Residenzpflicht³⁾を負担するのが原則であった。このように、本来的レーエン制がフランク時代以来のものであるのに対して、城塞レーエン制は一二世紀中葉シユタウフェン王朝時代になって初めて形成されたものである⁴⁾、また本来的レーエン制の一特殊形式である。

かかる新たな形式のレーエンが生み出された背景をトリール領域について見るならば、それは何よりも先ずブルクマンの城塞守備勤務を確保するという城塞主たる大司教の要請であった⁵⁾。トリール領域におけるcastellanus

〔ブルクマン〕の史料初出は一一九四年であり、当初は大司教のミニステリアールン Ministerialen がブルクマンとして勤務せしめられた⁽⁶⁾。しかし、この時期は司教叙任権闘争の時代（一〇七五—一一二二年）に始まったミニステリアールンの身分の上昇とその拘束関係の弛緩の時期に当たっていたために、大司教はかかる独立化しつつあるミニステリアールンの城塞勤務を確保するための手段として、城塞レーエンの制度に依存するに至ったのである⁽⁷⁾。さらにこのような城塞レーエン政策を大司教に採らしめた原因が、とりわけ一三世紀における大司教の自由所有城塞の増大という事実であった。かくて一四世紀初頭、一三〇七年にバルドゥインが大司教に就任する時まで、前節で述べたごとく、二一の城塞がトリール大司教の所有に帰していた⁽⁸⁾。次にバルドゥインの城塞レーエン政策を、いくつかの自由所有城塞の各々について、そのブルクマンを具体的に取り上げつつ考察することにした。史料として、主に、ブルクマンの城塞レーエン受領書が使用される。

先ず Bernkastel のブルクマンとして、① Friedrich von Kellenbach と ② Nikolaus von Kellenbach の兄弟、③ 騎士 miles Hugo von Stein (= de Lapide) を取り上げた⁽⁹⁾。① Friedrich は一三二四年二月一日、既に大司教から受領した七〇 Pfunt・ヘラー Pfund Heller の金額のために、その弟 Nikolaus と共に自由財産 Allod として所有する Kellenbach 所在の荘園 Hof, Villa について、そこに付属する財産を寄進し、さらにこの財産を Bernkastel の城塞レーエンとして再び受領した。この財産の内訳は、一七シリング Schilling 二分の一ヘラーの収益をもたらす Lants なる住民の財産、二一シリングの収益をもたらす Thimann なる住民の財産、一七シリング二分の一ヘラーの収益並びに一マルター Malter のライ麦をもたらす Konrad gen. Munneldin なる住民の財産である。なお、説明のために付言しておくならば、Friedrich が予め大司教から受領した七〇 Pfunt・ヘラーの金額は、Lehengeld〔レーエン寄進料〕と呼ばれるものであり、ヘルンスによれば、封臣の給養とその報酬の支払を目的として、通例レーエン契約締結に先立って与えられるのが原則である⁽¹¹⁾。これを受領したブルクマンは自由所有財産の寄進を

義務づけられた。さらに、Lanyrs・Thilmann・Konradの三名のKellenbach住民は、Friedrichが所有する荘園の一部を構成する財産〔農民保有地〕の所有者、つまりグルントヘルたるFriedrichの支配に服する荘園従属農民であると解釈されよう。なお、Kellenbachは、現在のRhein-Hunrück-Kreis(旧Kreis Simmern)に属し、Bernkastel城塞から東南東約三〇kmの地点に位置する。⁽¹³⁾かくてFriedrichは、Bernkastelの直接の周辺地Umlandとはいえないにせよその近隣地Kellenbachにその時まで自由財産として所有してきた荘園の一部を大司教に寄進し、それを改めてレーエンとして受封したことが確認される。因みに、Friedrichの城塞居住義務期間は、年に少なくとも一八週間である。

次に②Nikolaus von Kellenbachは大司教から六〇プント・ヘラーを受領した代わりに、一三三四年三月七日、Kellenbach所在の荘園に属しかつ自由財産たる諸収益を寄進した。⁽¹⁴⁾この場合に、二四シリンダ・ヘラーに相当するライ麦とカラス麦各々二マルターが寄進された収益の内容をなす。さらにNikolausはこの荘園において所有する自由財産の一部を、SiegfriedとGutzmann von Hirschfeldの二名のKellenbach住民が有する財産と合計して一プント・ヘラーとなる形で大司教に寄進した。Nikolausは以上の諸収益をBernkastelの城塞レーエンとして改めて大司教から受封した。KellenbachがBernkastelの近隣地であることは上述した。なおNikolausは催促される度毎に居住義務を果たすべきことが定められており、その居住義務期間は不定期である。

③騎士Hugo von Steinが一〇〇プント・トリール・プフェニツクリエ・Prennigのレーエン寄進料を受領した代わりに、一三三四年九月一日、「私の次のような自由財産、つまりKauteubach村所在の水車小屋一棟と、この村落の境界内にある私のいくつかの葡萄畑と牧草地との一部を、そのすべての付属物と共に」大司教に寄進し、これらの財産を改めてBernkastelの城塞レーエンとして受封した。⁽¹⁵⁾村落Kauteubachの位置を詳細に特定することはできなかつたが、それは今日のKreis Bernkastel-Wittlichに属し、かくて城塞Bernkastelの近隣地に位置し

たことは疑いない⁽¹⁹⁾。最後にこれらのブルクマンの身分に関し③Hugoが騎士であることは既に述べた。④Nikolausにしろては「騎士…Herr Theoderich von Kellenbachの息子natus domini Theoderici de Kellimbach militis」であること述べられている故に、騎士家系であることは疑いない⁽²¹⁾。とすれば「兄弟①Friedrichも騎士家系であることは疑いない。

次にManderscheidのブルクマンとして①Heinrich von Daun' ②Philipp von Spiegelbergの二名を取り上げた⁽¹⁸⁾。まず①Heinrich von Daunは、既に大司教によつて支払われた一〇〇クライネ・金ツルテンKleine Goldguldenのレーエン寄進料のために、一三四一年一月一八日Demerath所在の自由所有地をその一切の付属物も含めて、Manderscheidの城塞レーエンとして大司教に寄進した⁽¹⁹⁾。このDemerathは現在のKreis Daunに属し、Manderscheidから北東約一二kmに位置する故に、Manderscheidの近隣地と看做される。またHeinrichは年に最低でも三カ月間、*per nosipos*又は代理の騎士一各を通つて*per unum militem*城塞居住義務を履行するよう定められてゐる⁽²¹⁾。②Philipp von Spiegelbergは、「城塞Manderscheidの中に位置する…邸宅」棟…及び支配区*districtus Manderscheid*に属し…*Rosscheid*と呼ばれる荘園*duas domos…sitas in oppido Manderscheid…et curiam dictam Rosscheid…in districtu Manderscheid*」⁽²²⁾及びその他「いかなる財産であれ私達〔Philippと妻Petrisa〕が支配区Manderscheidの中で所有する財産を*quicquid habemus in districtu Manderscheid*」大司教に寄進した⁽²⁴⁾。この支配区を意味する*districtus*とは、城塞に付属し、かつ城塞によつて保護されるその直接の周辺地を指称する。ゆゑにこの関連で、上述した自由所有城塞Bemkastelの周辺地も*districtus*とよばれることは、「モーゼル川の流れを利用して運はれてくるカラス麦が、BemkastelとSchmidtburg〔このブルクグラーフBurggraf〕が差し出す馬に、*per districtus Bemkastel*から、〔トリールの大司教宮殿Palast zu Trierから〕運ばれた*avena, que venit per descensum Moselle, ducta fuit de Bemkastel Smeidburg per equos de districtu Bemkastel*」より

う文言から判明する。⁽²⁵⁾ なお Philipp はレーエン寄進料を受領してはならず、また、大司教側から要求された時にはいつでも城塞居住義務を履行すべき義務を負担した。⁽²⁶⁾ 身分に関しては Friedrich von Daun については筆者はそれを明らかにしえなかったが、von Daun 家は一二三六年以来ミニステリアーレンであることが分かっている。⁽²⁷⁾ 彼は城塞で騎士勤務をなすのであるから、我々は彼をミニステリアーレン身分出身の騎士家系に属すると判断して差支えないであろう。⁽²⁸⁾ Philipp von Spiegelberg の身分は騎士見習い Knappe である。⁽²⁸⁾

次に、Saarburg のブルクマンと Wirthich von Freistorf を取り上げたい。⁽²⁹⁾ Wirthich von Freistorf は二〇〇フント・トリール・プフェニツヒのレーエン寄進料を既に受領した代わりだ。一三四三年六月一日、その妻と共に、「自分達が当然のこととして常に共同で経営に当たっている下記の自由所有財産……つまり自分達が Saarburg におこつた Kyrfa におこつた所有する二つの農場と、Littdorf 所在の……自分達所有の水車小屋を彼（トリール大司教）とトリール教会に寄進し、かつ譲渡した yme und dem Sifte von Triere… unser eygen gut das herma geschriben steit des wir yn zijt wirtschafft dan sollen mit gesament hant ufgetragen und ufgegeben … unser zwo houstededen wir haben zu Saarburg und zu Kyrfa…… und unser mulen… an Littdorf」⁽³⁰⁾ なる Kyrfa (= Kirf) は Saarburg の南西約八・五里に位置する⁽³¹⁾ Saarburg の近隣地であると看做される。村落 Littdorf は現在 Trier-Saarburg Kreis に属する⁽³²⁾ Saarburg の近隣に位置する⁽³³⁾ ことは疑いなく⁽³⁴⁾。Wirthich の城塞居住義務期間は年に少なくとも三か月間 eyn vierteyl jares である⁽³⁵⁾。なお、この Saarburg における「Saarburg の裁判区」支配領域及び支配区は⁽³⁶⁾ in iurisdictione dominio et districtu de Saarburg、⁽³⁷⁾「Saarburg の支配区」は⁽³⁸⁾ in districtu de Saarburg、⁽³⁹⁾「及び同トリール教会の〔Saarburg の〕ペンテラマque ipsius ecclesie Treverensis」の⁽⁴⁰⁾ 方言が現れており、この事実は Saarburg の周辺地が iurisdictione dominium et districtus districtus terra (= Land, deutsch) と呼ばれていた⁽⁴¹⁾ ことを物語るものである⁽⁴²⁾。なお Wirthich の身分は騎士である⁽⁴³⁾。

4v. 2) Neuerburg bei Wittlich (Novum castrum prope Wittlich) (以下 Neuerburg と略記) のブルクマンと云べ

① Paul von Eich' ② Heinrich von Geminden' ③ Hermann von Kimmel' ④ Friedrich von Kröv' ⑤ Johann Vrasz von der Neuerburg' ⑥ Colin von Altrich' の六名を取り上げた⁽³⁷⁾。先ず① Paul von Eich は一三二七年二月七日「*Paul*」の Neuerburg 城塞が建っている山の斜面にあつて自分が現在住んでいる二棟の城館と、さらにこの城山の上にある土地とこれに付属する自分の莊園の外に、山麓にある葡萄畑・耕地・畑・牧草地・放牧地・森林・及びこの城塞の支配領域とその区域 *territorium et confinia* 内において、自分が所有する一切の財産を *domos meas sitas in descensu montis Novi castri predicti quas inhabito item aream castrensem supra dictum montem cum curia mea in pede montis sitas vineas agros campos prata pascua silvas et quicquid habeo in territorio et confinibus dicti castri*」大司教に寄進し、かつこれらの財産を Neuerburg の城塞レーエンとして授封された⁽³⁸⁾。レーエン寄進料として Paul は一〇〇ポント・ヘラーを大司教から受領したが、この金額は授封されたレーエンをより良い状態にする目的と城塞居住義務を履行する目的とのために与えられたものである⁽³⁹⁾。Paul の最低居住義務期間は年に六週間である。Paul が大司教と Neuerburg の城塞レーエン契約を締結するに至った経緯に言及しておくならば、Paul はこの契約締結の直前一三二四—二五年に、外ならぬ大司教領の地方行区 Amt Neuerburg の司掌者 Amtmann Amtmann を勤めたのみならず、その直後一三二七年にはやはり Amt Manderscheid の Amtmann をも勤めていた⁽⁴⁰⁾。とするならば Neuerburg の城塞レーエン契約締結は、彼が Neuerburg の Amtmann 官職を離れた直後、Manderscheid の Amtmann 官職に就く以前に行われたことになる⁽⁴¹⁾。彼が大司教に城塞レーエンとして寄進した自由所有財産が、上述のごとく、いずれも城塞 Neuerburg の真近乃至その周辺地にあつたという事実と、この城塞が Amt Neuerburg の行政上及び政治上の中心地であつたという事実とを考へ合わせるならば、その自由所有財産は彼の Amt Neuerburg の Amtmann 在職中に獲得された可能性が強い⁽⁴²⁾。いずれにしても、

右に見たように、彼はNeuerburg城塞のterritoriumとconfinia、換言すれば、この城塞の支配領域内に彼が所有する一切の自由所有財産を大司教に寄進するよう余儀なくされたことを示している。このことは、Paulによる城塞レーエン寄進契約締結の根底にあった要因が、城塞周辺地から他人の自由所有地を排除すると同時に、城塞に対する危険要因を除去するという大司教の政策的意図であったことを物語っている筈である。

④ Heinrich von Gemündenはその妻Gertrudと共に、一三四七年六月六日、「父にして主なる神の名において神聖なトリール大司教バルドゥウィンが彼と彼の教会とのために自分ハインリッヒを新たにNeuerburg bei Wittlich所在の彼の城塞のアルクマンとした際に支払った金額、つまりフロレンス金貨と同じ良質の金と重量を含む五〇クライネ・グルデンの金額を受領した代わりに、我々の以下の自由所有財産、つまり村落クレーフクビに所在の我々の邸宅と庭園をそのすべての付属物と共に、同大司教に譲渡しかつ寄進しumb funfzich kleine gulden gudes goldes und gewichtes von florentz dar umb der erwirdec in gode vader und here unser here...Baldewin Ertzebischof zu Triere mich Henriche yme und sime stifte von nuwes zu burgmanne simes vesten zu Neuerburg bii Witlich gelegen gewonnen hat dem selben unsiren here ufgegeben und ufgetragen han unser eygen nachgeschriben gut mit namen unser hus und garten gelegen in dem Dorfe zu Crove mit allem dem daz dar zu gehoret」、右の財産をそのすべての付属物と共に大司教からNeuerburgの城塞レーエンとして受領⁽⁴³⁾した。さらにハインリッヒは義務、誠実宣誓、誓約、及びかかる城塞レーエンに関する法と慣習があることき勤務をもつてmit manschaft hulden eyden und diensten als solichs burglehens recht und gewonheit ist」授封され、この勤務の内容は、ハインリッヒもその「相続人も、武器と馬を携えて、年に少なくとも三カ月間、Neuerburgの城塞居住を果たす義務を負うvorgenanten Erben ierliche burgesseze dun uf der egenanten vesten ein vierteyl jares mit wapen und pferden und uber daz」というものであ⁽⁴⁴⁾った。したがって、Heinrichは大司教から五〇ク

ライネ・グルテンのレーエン寄進料の支払を受けた代わりに、村落Kövenに自由所有財産として所有する邸宅と庭園をそのすべての付属物と共に大司教に寄進すると同時に、通常のレーエン関係設定の場合と同様誠実宣誓を行ってこれらの財産を改めてNeuerburgの城塞レーエンとして受領したことになる。なお村落KrövはNeuerburgと同じく現在Kreis Bernkastel-Wittlichに属し、Neuerburgの東南東約10kmの地点に位置する。かくてKrövはNeuerburgの近隣地である。ハインリッヒと並んでその相続人も共に城塞勤務を負担した事實は、城塞レーエンが相続の対象となっていたことを物語る。また城塞勤務が馬と武器を携行して行われた事實は、言うまでもなくそれが騎士としての勤務であることを示すものである。

③Hermann von Kinnelとその妻Ylianaと共に三五プント・ハラーのレーエン寄進料を大司教から受け取った代わりに、一三二四年五月八日、「土地、畑、牧草地、菜園又はその他いかなる形のものであれ、〔村落〕Kinderbeurenとその領域内を自分達が所有するすべての財産をomnia bona quae apud Kembetmburen et eidem (= eodem?) territorio in areis agris pratis campis ortis seu alijs quibuscumque consistentibus habemus」大司教に寄進し、かつこれをNeuerburgの城塞レーエンとして改めて大司教から受領した。村落KinderbeurenはNeuerburgと同様現在Kreis Bernkastel-Wittlichに属し、Neuerburgの東北東約六kmの地点に位置する。したがってこの村落もNeuerburgの近隣地である。なお城塞居住義務期間に関する記載はない。④Friedrich von Krövは「一〇〇〇……〔判読不能〕……一〇プント・ハラー」のレーエン寄進料を大司教から受領した代わりに、一三二六年一月三日「村落Kövenigの近傍に所在し私が自由所有財産として所有する私の塔を、これに隣接する城館及び囲壁と共に turrin meam cum curia et pomerio adiacentibus sitas apud villam Croviane allodialiter ad me pertinentes」大司教に寄進し、かつこれらの財産をNeuerburgの城塞レーエンとして改めて授けられた。村落KövenigはKrövの近隣地であり、Krövは③Heinrich von Gemindenの場合に述べたように、Neuerburgの近隣地である。なお

Friedrichは「武器と馬を携行して自ら城塞居住を行つて facere residentiam personalem cum armis et equis」義務を負ったが、城塞居住義務期間に関しては記載がない。⁽⁵²⁾ いずれにしても、このFriedrichの例は、大司教の自由所有城塞の近隣地にあるその他の貴族の軍事施設(塔、城館、囲壁)が、大司教のレーエン制の支配権下に組み入れられたことを示すものである。のみならず、軍事施設のかかるレーエン化は、明らかに、自身に対する危険要因を除去すると同時に自己の権力拡大を図ろうとする大司教の政治的意図を一つの重要な背景として行われた。このことを示すのが、「私(Friedrich)は(上述の)塔を城館並びに囲壁と共に、優先的なかつトリール大司教閣下のみならず同閣下のNeuerburgの城塞指揮官(アムトマン)の要求に応じて何時でも開城されるレーエンの法に従つて……受領したことを確認する turrim cum curia et pomerio iure feudi ligii et aperibilibs omne tempore ad domini Treverorum archiepiscopi voluntatem necnon castrensis Novi castri eiusdem domini…… recepisse me recognosco」⁽⁵³⁾と云ふ文言である。かくしてFriedrichの城塞は大司教バルドゥインのレーエン制的支配権に服するに至つたと同時に、何時でも行使可能なその開城権 Öffnungsrecht にも服する Offenhaus (開城城塞)と化したこととなる。

⑤Johann Vrasz von der Neuerburg ⑥Colin von Altrichの二名に関しては簡単に言及するに留めたい。先ず⑤Johann Vraszは一三四三年八月五日Neuerburg地域にある館と荘園Haus und HofをNeuerburgの城塞レーエンとして大司教に寄進している。⁽⁵⁴⁾ この館と荘園がNeuerburg城塞の周辺地にあつたことは言うまでもないであらう。⑥Colin von Altrichは一三三三年一月三〇日Altrich所在の荘園をNeuerburgの城塞レーエンとして大司教に寄進している。⁽⁵⁵⁾ AltrichはNeuerburgと同様現在Kreis Bernkastel-Wittlichの属⁽⁵⁶⁾ かつNeuerburgの西南西約四箇の地点に位置する故に、やはりNeuerburgの近隣地である。⁽⁵⁷⁾

次に、Neuerburg城塞の直接の周辺地がterritoriumと呼ばれた事実に関しては、⑦Paul von Eichの例について

て既に言及した。やがてNeuerburg城塞に関して、「私がこのNeuerburgの裁判区内で…所有するものは何であれ *quicquid habeo…in iurisdictione dicti novi castri*」（一三三七年）⁽⁵⁵⁾、*「Neuerburgの城山とその支配区の中に
ある私の財産bona mea in monte Novi castri et eius districtu sita*」（一三〇四年）と史料で述べられてゐる。⁽⁵⁶⁾こ
れらの事実が、Neuerburg城塞の周辺地がterritorium, iurisdicio, districtusと当時呼ばれていたことを明瞭に
物語るものである。このことについては後述したい。身分に関して、①Paul von Eichや④Friedrich von Krövは
騎士であり、⑥Colin von Altrichは騎士見習いEdelknechtである。⁽⁵⁷⁾またこの三家族はミニステリアーレン家系で
もある。⁽⁵⁸⁾②Heinrich von Gemünden、③Hermann von Kinnelの身分を筆者は明らかにしえなかったが、しかし
城塞で騎士勤務に就くのであるから、少なくとも騎士・騎士見習い・騎士家系に属するものいずれかであると
考えてよいであろう。⑤von der Neuerburg家のJohann自身の身分は不明であるが、この家系の先祖Giselbertus
が一三三〇年「騎士に就べ」Neuerburgにおける余（大司教の）ブルクマンmiles castellanus noster in Novocas-
tro」として現れると同時に、ミニステリアーレンでもあった。⁽⁵⁹⁾かくしてJohannは大司教のミニステリアーレン身
分出身の騎士家系に属するといふことができる。

続いて、Hartenfelsのブルクマンと⑦Graf Gottfried von Saynや⑧Heinrich von Ahrscheidを取り上げ
た。⁽⁶⁰⁾⑦Graf Gottfried von Saynは一三三〇年六月二十九日、「一定の金額を受領する代わりにpro certa summa
pecunie」、「自分の自由所有財産にかつトリール大司教とその教会とに、つて有利な位置にある財産から上が
る収益の中から毎年…二十五マルクをvigintiquinque marcarum…annuorum reddituum in bonis nostris al-
lodialibus sibi et dicte ecclesie sue bene situatis」、「大司教の城塞Hartenfelsの城塞レーエンとして受領しかつ
保有するよう義務づけられ、またこの「金額の」半分の寄進を未だ自分がなさない時には、右の財産から上がる
収益の代わりとして、大司教とその教会のために、自分の村落Alpenrodをそのすべての付属物と共に、のみなら

す……Hartenfelsの近辺にあるその他すべての自分の財産を譲渡し寄進する in feudum castrense castri sui Hartinvels tenemus recipere et tenere et cum dimidia assignationem nondum fecimus sic suo et ecclesie sue nomine pro eisdem redditibus villa Alberchtsrode cum eidem atinentijs universibus ac omnia alia bona mea sita circa Hartinvels……deputamus et assignamus」と約束した。⁽⁶⁵⁾ なおこの城塞レーエン受領書には「城塞居住義務に関する記載はない。村落Alpenrodの位置を筆者は特定することはできなかったが、この村落はHartenfels城塞と同様現在のWesterwaldkreisに属する。⁽⁶⁶⁾したがってこの村落はHartenfels城塞の直接の周辺地とは言えないまでも、少なくともその近隣地にあると考えて大過ないであろう。いずれにしても、右の史料から、大司教は、自己「にとって有利な位置にある」、換言すれば、Hartenfels城塞に近い位置にあるGraf Gottfriedの自由所有財産から毎年上がる収益の一部を城塞レーエンとして寄進せしめ、さらにGraf Gottfriedがこの種の寄進を履行しない暁には、これまた当該城塞の近隣に位置する村落等の別の自由所有財産をGraf Gottfriedをして寄進せしめる約束を取り付けたことが判明する。Graf Gottfriedが右二つの約束のいずれか一つを実際に履行したか否かという問題はこれを度外視しても、少なくとも、大司教は貴族によつて寄進されるべき自由所有財産が、城塞の近隣地に位置するものであることに重大な関心を払い、かつこれに拘泥していた事実を我々は右の史料から読み取ることができる。上述したSarburgのブルクマンThielmann Herr von Rodemachernによる城塞レーエン寄進の事例は、右の事実を一層鮮明に示している。Thielmannは城塞Sarburgの支配区districtusの中に幾つかの村落villaeを取得していたが、一三二九年三月一三日そのうち六村落を大司教に寄進し、これらを改めてSarburgの城塞レーエンとして授封された。⁽⁶⁶⁾他方において、大司教はこの六村落について高級裁判権、狩猟権、度量衡に対する高権のとき支配権的諸権利を自らの手に留保したばかりでなく、これらの村落住民に対し当城塞の周辺支配領域Leiaを防衛するための継続的援助を義務づけた。さらに大司教は、これらの村落住民がその他の貴

族に服し又は戦時の援助を提供することも禁止した。」のみならず、もし将来一つ又は複数の城塞乃至防備施設が上述六村落乃至その付属物の *districtus* 又は境界のうち建設される事態が出来したとしたならば、かかる城塞は同トリール教会のために優先的レーエンかつ開城レーエンとされねばならないであろうし、またこのようなものとせよ *Et si in posterum unum vel plura castra vel fortalia in districtu vel confinio predictarum sex villarum seu pertiarum edificari contigerit illa esse debent et erunt feoda ligia et aperibilia ipsi ecclesie Trevirensi*』と云うことが、Thielmann のレーエン受領書で述べられている。⁽⁸⁷⁾ 以上の事実はすべて、大司教が城塞の周辺地に並々ならぬ関心を寄せていたことを示すも一つ一つの重要な証左となろう。もともと、Thielmann の城塞レーエン契約締結の背景には、彼と大司教との軋轢を和解に導くという別の政治的動機が働いていたことも付言しておく⁽⁸⁸⁾たい。なお、右六村落の *districtus* の意味は、*in districtu vel confinio predictarum sex villarum* という書き方から判断するならば、明らかに村落領域である。⁽⁸⁹⁾ この六村落の領域が *territorium* とも呼ばれていたことを付け加えておきたい。

◎ *Heinrich von Ahrscheidt* は大司教から六〇〇マルク・プフェニック *Mark Pfemig* のレーエン寄進料を受領した代わりに、一三二四年三月二三日、「*グラーフシャフト・ワイート Grafenschaft Wied*」の中に位置を占め、通常 *Niderwolveroyde* と呼ばれ、領主館を欠き自分の *terra* (支配領域) たる荘園一つを、同荘園に所在し年に一二マルターの上等の小麦の収益が見込まれる水車小屋一棟、及び七〇モルゲン *Morgen* の耕地、五四モルゲンの森林、八モルゲンの牧草地、三つの養魚池と共に *curiam sine curte meam terram vulgariter Niderwolveroyde sitam in comitatu de Wiede unam cum molendino ibidem sito lucrifaciente redditus taxatos ad XII maller siligines annuatim (?) et septuaginta jurnalbe terre arabilibus quinquaginta IV jurnalbe memoris octo jurnalbe pratorum tribus piscinis*」大司教に寄進した。⁽⁹⁰⁾ また「これらの財産は、私 (ハイニンツヒ) に自由所有財産とし

て属するものとす。quae allodialiter ad me pertinent」⁽⁷⁴⁾。なお城塞居住義務に関し、「私（ハインリッヒ）と私の……相続人は、慣習があるごとくに、要求された時は常にまた何時でも、当城塞において武器を携え居住義務を果たすであろう」とさす誓約するものとす。promittens quod ego et mei……heredes in dicto castro residentiam cum armis faciemus quandocumque et quocienscumque requisiti fuimus ut est moris」⁽⁷⁵⁾と書かれてゐる。かくしてHeinrichは大司教又は当城塞の指揮官たるアムトマンの要求がある場合には何時いかなる場合であれ、武器を携えて城塞勤務に就いたことになる。なおNiderwolleroydeは現在のWoldertに比定され⁽⁷⁶⁾、このWoldertは現在Kreis Neuwiedに属する⁽⁷⁷⁾。これに対しHartenfelsは現在Kreis Neuwiedに隣接するWesterwaldkreisに属するが、しかしWoldertはHartenfelsの西約二二四の地点に位置し、やはりHartenfelsの近隣地である。いずれにしてもHeinrichは城塞Hartenfelsの近隣地にある莊園を、その付属物たる水車小屋・耕地・森林・牧草地・養魚池と共に大司教のレーエン制的支配権下に置いたことになる。因に、耕地と森林が広大な面積のものであることも注目されよう⁽⁷⁸⁾。

むづかにHeinrichは右の財産を、「義務、誠実、宣誓、誓約、及び慣習、と法に基づきこの種のレーエンによつて負担されてゐる勤務をもつて、同大司教閣下のHartenfels城塞のレーエン並びに優先的レーエンligium feudum et castrense castri dicti domini Archiepiscopi Hartinvels cum onere fidelitate iuramentis et servicijs in talibus feudis debitis de consuetudine et de jure」として受領した⁽⁷⁹⁾。この文言からは、三つの事実が明らかになる。第一に、ブルクマンの封主に対する義務の側面が強調されている事実である。なお誓約iuramentaの語は、上述した城塞勤務に関する約束promittereを意味するであらう。次に、ブルクマンとしての城塞勤務の基礎が、誠実宣誓によつて結ばれた封主・ブルクマン間の人格的關係、換言すれば家士制Vasallitätにあると同時に、城塞レーエンという物的基礎乃至恩給制Benefizialwesenにもあるという事実である。この事實は、明らかに、通常のレー

エン制におけると同じく、城塞レーエン制もまた物権化Verdinglichung oder Radizierungされていたことを物語る。⁽⁷⁸⁾もつとも、義務の側面が強調されている故に、物権化の程度は通常のレーエン制におけるよりも小さかつたといわねばならない。第三に大司教は城塞レーエン契約を通じて、ブルクマンと化した貴族に対し、その他の封主に優先するレーエン制的支配権lehnsherrschaftを確立しようとして図ったという事実である。大司教が各自由所有城塞の各ブルクマンに対してかかる政策を積み重ねてゆくならば、それはやがてトリール領域における大司教の優先的権力Primatの確立延いてはそのランデスヘルシヤフトの拡大・強化に帰着する筈である。⁽⁷⁹⁾なお Heinrich の身分は騎士見習いKnechtである。⁽⁸⁰⁾

最後に、Welschwillig のブルクマンとつ Jakob von Dudeldorf を取り上げたい。⁽⁸¹⁾ Jakob は大司教から様々な恩恵を蒙りかつ危急の際に幾度もその援助を受け、さらに二〇プフント・トリール・プフェニツヒのレーエン寄進料を大司教から受領したことに對する返礼として、「一三二八年二月五日」、「私の村落Kaschenbachを」その支配権、高級裁判権と下級裁判権、従属民、牧草地、放牧地、船行しつると否とを問わず川の水流、及びいかなる名目で台帳に登録されているものであれその他の諸権利並びにすべての付属物、さらにかなる各目によるのであれ当村落とその付属物において私が所有しまた所有しえたあらゆる権利と共に villam meam Kyrsenbach cum dominio iurisdictione alta et bassa hominibus campis pratis nemoribus pascuis aquis aquarum decursibus viis invis ac ceteris iuribus et pertinencijs universis quocumque nomine censeantur et quicquid iuris in dictis (dicta?) villa et pertinencijs habui seu habere potui quocummodo」大司教に寄進し、かつこれらの財産を「その(＝大司教の)城塞であると同時に都市たる Welschwillig (Pilliche) の城塞レーエンとつ in feudum castrense castri et opidi sui Pilliche」授封された。⁽⁸²⁾なお Jakob の城塞居住義務期間は年に少なくとも三カ月であり、「武器と馬を携へて自ら居住義務を果たす facere residentiam personalem cum armis et equis」よう義務づけられた。⁽⁸³⁾

村落Kaschenbachの位置を筆者は特定する事ができなかったが、Jakob von Dudeldorf家の本拠地たる DudeldorfはWelschwilligの東北東約一五哩の地点に位置する⁽⁸⁴⁾。もし村落Kaschenbachが、このDudeldorfの近辺に位置するとすれば、それはWelschwilligの近隣地であると考えることが可能である。そして筆者はこの可能性が極めて高いと考えた。けたしWelschwilligは現在Kreis Trierの最北端に位置し⁽⁸⁵⁾ Kaschenbachはそのすぐ北隣のKreis Bitburg-Prümに属するからである⁽⁸⁶⁾。Dudeldorfが現在このクワイースに属するとしてもその証左とならう⁽⁸⁷⁾。かくて村落Kaschenbachは城塞Welschwilligの近隣地であると結論しても大過ないであらう。いずれにしても、右Jakobの城塞レーエン受領書から、大司教はその支配権にとつて特に重要な村落をこれに対する支配権 *dominium*・高級裁判権・森林と共に自己のレーエン高権下に組み入れた事実が判明する。最後にJakobの身分は騎士である⁽⁸⁸⁾。次節では、城塞レーエン寄進契約の考察から明らかになった以上の事実を整理するとともに、大司教の自由所有城塞と城塞レーエン制が有した国制史的意義に論及し、むすびに代えたい。

- (1) Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte (以下HRGと略記), Bd. I, 1971, Art. „Burglehen“, Sp.562.
- (2) H. Mitteis, *Lehnrecht und Staatsgewalt*, 1933, Nachdruck 1974, 677f.
- (3) H. Mitteis—H. Lieberich, *Deutsche Rechtsgeschichte*, 18. Aufl, 1989, S. 188 ; H. K. Schulze, *Grundstrukturen der Verfassung im Mittelalter*, Bd. 1, 1985, S. 76 f. ; W.-R. Berns, *Burgpolitik und Herrschaft des Erzbischofs Baldwin von Trier (1307—1354)*, 1980, S. 65 ; Ders., *Personales Element und Herrschaft im 14. Jahrhundert. Beobachtungen zur Lehnpolitik des Erzbischofs Baldwin von Trier (1307-1354)*, in : H. Ludat und R. Ch. Schwinges (Hrsg.), *Politik, Gesellschaft, Geschichtsschreibung. Giessener Festgabe für František Graus zum 60. Geburtstag*, 1982, S. 210 ; HRG, Bd. I, Sp. 562.
- (4) H. Mitteis—H. Lieberich, *Deutsche Rechtsgeschichte*, S. 188 ; W.-R. Berns, *Burgpolitik und Herrschaft*, S. 63ff. ; Ders., *Personales Element und Herrschaft*, S. 204 ; H. Konrad, *Deutsche Rechtsgeschichte*, Bd. I (Frühzeit und Mittelalter), 2. Aufl, 1962, S. 266.

- (17) CBII 707.
- (18) 大同教ヘルドマンの治世は、この外に次の八谷が Manderscheid のプロクテンとて検出される。括弧の中の番号は、その註(5)参照。一三二六半 Thilmann Balistarius von Saarburg (Nr. 484) 一三二九半 Konrad gen. Huschmann (Nr. 541) 一三三〇半 Cuno von Manderscheid (Nr. 686) 一三三三半 Philipp von Spiegelberg (Nr. 967) 一三三九半 Theobald von Manderscheid (Nr. 1426) 一三四〇半 Richard von Oberehe (Nr. 1814) 一三四四半 Johann von Zievel (Nr. 2186) 半 Wilhelm von Zievel (Nr. 2189) S 23 衆。
- (19) CBII 793 ; J. Mötsch, Die Balduineen, Nr. 1563, S. 542.
- (20) J. Mötsch, Die Balduineen, Index S. 666.
- (21) W.-R. Berns, Burgenpolitik und Herrschaft, S. 67 und ebenda Anm. 262.
- (22) CBII 738 ; W.-R. Berns, Burgenpolitik und Herrschaft, S. 175 Anm. 794.
- (23) CBII 738 W.-R. Berns, Burgenpolitik und Herrschaft, S. 71.
- (24) J. Mötsch, Die Balduineen, Nr. 799, S. 457 半参照。
- (25) K. Lamprecht, Deutsches Wirtschaftsleben im Mittelalter, III, 1886, 2. Neudr. 1969, S. 440 ; W.-R. Berns, Burgenpolitik und Herrschaft, S. 31, 34, 39 E. Haberkern/J. F. Wallach, Hilfsörterbuch für Historiker, Teil I, 6. Aufl., 1980, Artikel „Districtus“ H. Mannenmann H. Niering 半参照。『ユーン法製紙雑誌』(改訂版) 三一九頁以下参照。
- (26) J. Mötsch, Die Balduineen, Nr. 799, S. 457.
- (27) J. Bast, Die Ministerialität des Erzsitzes Trier, S. 11.
- (28) J. Mötsch, a. a. O.
- (29) ヘルドマンの治世は、この外に二二六が Saarburg のプロクテンとて検出される。なお括弧の中の番号は、その註(5)参照。一三三二半 Rudolf gen. von Hagedorf (Nr. 396) 一三三六半 Thilmann Balistarius von Saarburg (Nr. 484) 一三三九半 Ludwig von Hirzberg 半参照 Ludwig (Nr. 604) 一三三九半 Walter von Mengen (Nr. 685) 一三三九半 Johann von Sierck (Nr. 725 und Nr. 1011) 一三三九半 Sogler von Bourscheid (Nr. 794) 一三三九半 Thilmann von Rodemachern (Nr. 860) 一三三九半 Dietrich von Perl (Nr. 1157) 一三三九半 Johann gen. Blick (Nr. 1407 und 1555) 一三三九半 Matthäus von Reddingen (Nr. 1703) 一三三九半 Johann von Dudedorf und Hedwig (Nr. 1975) 一三三九半 Ludwig von Bech (Nr. 2210).

- (43) CBI1819.
- (44) Ebenda.
- (45) J. Müttsch, Die Balduineen, Index S. 704 und 714.
- (46) F. Hrsigler (Hrsg.), Geschichtlicher Atlas, I. 1.
- (47) CBI1711, 84, 4q; J. Müttsch, Die Balduineen, Nr. 689, S. 183; Hermann G. 撰 von Kindel 抄本 596 が、前掲抄本 595 及び von Kinnel 抄本 596° W.-R. Berns, Burgenpolitik und Herrschaft, S. 175Anm. 792 に引用して von Kinnel 抄本 596° の複製を引用する。
- (48) J. Müttsch, Die Balduineen, Index S. 701.
- (49) F. Hrsigler (Hrsg.), a. a. O.
- (50) CBI1732, W.-R. Berns, Burgenpolitik und Herrschaft, S. 70 ; J. Müttsch, Balduineen, Nr. 766, S. 194 に複製。
- (51) L. Petry (Hrsg.), Handbuch der historischen Stätten V, 3. Aufl., 1976, S. 188.
- (52) CBI1732.
- (53) Ebenda. W.-R. Berns, Burgenpolitik und Herrschaft, S. 123 に複製。
- (54) CBI1805 ; J. Müttsch, Die Balduineen, Nr. 1708, S. 326.
- (55) CBI1774 ; W.-R. Berns, Personales Element, S. 204 ; J. Müttsch, a. a. O., Nr. 1086, S. 238.
- (56) J. Müttsch, Die Balduineen, Index S. 658.
- (57) L. Petry (Hrsg.), a. a. O., S. 478 抄本 498 に複製。
- (58) CBI1640 ; W.-R. Berns, Burgenpolitik und Herrschaft, S. 23Anm. 43.
- (59) CBI1785.
- (60) Paul von Eich 抄本 J. Müttsch, Nr. 822, S. 460' Friedrich von Kröv 抄本 CBI1732' Colin von Altrich 抄本 W.-R. Berns, a. a. O., S. 25Anm. 49 に複製。
- (61) J. Bast, a. a. O., S. 4, 10f, 13f.
- (62) Ders., a. a. O., S. 34.
- (63) Hartenfels のプランテンコップ、その各の外に、次の九名が検出される。なお括弧の中の番号は関し註(6)参照。一一一
 一 半 Ludwig Walpode von Neuerburg (Nr. 496) 一一一 半 Gottfried von Sayn (Nr. 546) 一一一 国 半 Heinrich gen.

- Wetstein (Nr. 706) | 111 | 114 | Walter von Hartenfels (Nr. 711) | 111 | 114 | Wigand Enohli (von Hartenfels) (Nr. 744) | 111 | 114 | Yffried Siebengerier (von Hartenfels) (Nr. 745) | 111 | 114 | Kraft Herr zu Isenburg (Nr. 1687) | 114 | 114 | Gerlach Herr zu Isenburg (Nr. 1929) | 114 | 114 | Philipp gen. Hanbuch (Nr. 1948 und 1957)。
- (74) CBI 859, J. Mötsch, Die Balduineen, Nr. 569, S. 433 参考。
- (75) J. Mötsch, Die Balduineen, Index S. 658 und 682. 参考 Hartenfels の 位置 について L. Petry (Hrsg.), a. a. O., S. 477 の 地図 参考。
- (76) CBI 750 ; W.-R. Berns, a. a. O., S. 24 Ann. 47, S. 148.
- (77) CBI ebenda.
- (78) J. Mötsch, Die Balduineen, Nr. 860, S. 207 参考。
- (79) „de castri huiusmodi seu territorio villarum predictarum.“ (CBI ebenda).
- (80) CBI 708, J. Mötsch, Die Balduineen, Nr. 683, S. 444 参考。
- (81) Ebenda.
- (82) J. Mötsch, Die Balduineen, Nr. 683, S. 444.
- (83) Ders., a. a. O., Index S. 739.
- (84) Ders., a. a. O., Index S. 682.
- (85) F. Issigler (Hrsg.), a. a. O., S. 1. 1 u. L. Petry (Hrsg.), a. a. O., S. 477 の 地図 参考。
- (86) 一ツルヤンは、一連の牛が午前中に耕する土地の面積「ツマリ」約二五—三六アールである。
- (87) CBI 708.
- (88) W.-R. Berns, Burgenpolitik und Herrschaft, S. 65 参考 「城塞準備と城塞居住 (の義務) は、大司教とブルクマンの間の關係物的基礎たる城塞レーエンに依存する」と述べている。
- (89) W.-R. Berns, a. a. O., S. 131 参考。レーエン城塞について「大司教は優先的レーエン契約を手段としてその優先的権力 *Primat* を基礎づけ、たと述べているが、優先的城塞レーエン契約もその程度が劣るとはいえず、*Primat* の基礎づけに寄与したと評価されなくてはならない。けれど、上述したごとく、城塞レーエンの目的物が、村落、莊園、城塞、高級裁判権という政治的に重要な財産であることもあったからである。
- (90) J. Mötsch, Nr. 684, S. 445.

- (81) ヘルドゥインの治世には Welschwillig のブルクマンと「Jakob」の外に次の六名が検出される。なお括弧の中の番号に關し註(9)参照。一二一〇年Johann gen. Kachel (von Grimmburg) (Nr. 370) 一二一六年Daniel von Langenau (Nr. 483) 一二三四年Dierrich von Daun (Nr. 1141) 一二三七年Johann von Fels (Nr. 1280) 一二三八年Gottfried von Masburg (Nr. 1357) 一二四四年Heinrich von Bitburg (Nr. 1636)°
- (82) CBII 777. W.-R. Berns, Burgenpolitik und Herrschaft, S. 70 ; J. Mötsch, Nr. 1300, S. 269. 参照°
- (83) CBII 777.
- (84) F. Irsigler (Hrsg.), a. a. O. ; L. Peiry (Hrsg.), a. a. O., S. 478.
- (85) L. Peiry, a. a. O.
- (86) J. Mötsch, a. a. O., Index S. 700.
- (87) Ders., a. a. O., Index S. 669.
- (88) CBII 777.

四 むすび

先ず、本稿で取り上げたブルクマンのはほすべてが、大司教から貨幣の形でレーエン寄進料を受領するとともに、自由所有財産の寄進を義務づけられたことを確認しておきたい。この事實は、一方において、レーエン制の分野への貨幣經濟の浸透を物語ると同時に、ランデスヘルたる大司教がレーエン寄進料に充当されるべき資金を調達するために、活発な財政政策を展開していたことをも示している。この関連で、フランドル伯が当地方の經濟的繁栄を利用して城塞区制度 *Burgenverfassung* を作り上げること成功したという事實も興味深い⁽¹⁾。さらに、ブルクマンがレーエン寄進料を受領した場合に自由所有財産の寄進を義務づけられたという事實は、大司教がブルクマンによる自己へのレーエン寄進に魅力を感じていただけでなく、このレーエン寄進政策を目的意識的に

行つていたことを物語る。とするならば、レーエン寄進料は、ある意味で、大司教がブルクマンとなるべき者に城塞レーエン寄進契約を促すための呼び水としての役割を果たしたと我々は解釈することができる。

次にブルクマンの城塞居住義務に関し、その期間は、年に最低でも六週間・三カ月・一八週間、または不定期（大司教乃至アムトマンの要求に応じて常に果たされる）であつた。W II R・ベルルスはこの外に年に少なくとも六カ月または継続的な居住義務を負担したブルクマンの例を検出するとともに、六週間の居住義務期間が基本類型であると述べている。⁽²⁾ 城塞守備に必要な装備は、これまでの叙述から明らかになつた限りでは、武器並びに馬、武器のみのいずれかであるが、この外に馬並びに鎧という装備を要求されたブルクマンもいた。⁽³⁾ また城塞勤務はブルクマン自身又はその代理人たる騎士によつて行われた。さらにブルクマンのこの勤務（城塞守備と城塞居住）*servitia, diensten*は、ブルクマンと大司教の間の誠実（*fideltas, hulde*）関係つまり人格的関係を法的基礎として履行されたと同時に、城塞レーエンを法的基礎として⁽⁴⁾ *in talibus feodis debitis de consuetudine et de iure*（又は*als solichs burglehens recht und gewonheit ist*）履行された。⁽⁴⁾ 確かに城塞レーエン制は通常のレーエン制と同様物権化されてはいたが、しかし、*fideltas, hulde*の語が示すように、レーエン制的誠実の觀念自体はなお維持され実効性を有していたものと我々は考えることができる。⁽⁵⁾ ブルクマンの身分に関し、それは、グラーフ、——ミニステリアーレン身分出身であると否とを問はず——騎士（騎士見習い乃至騎士家系に属する者をも含む）であつた。W II R・ベルルスはその他フライヘルFreherrと、都市トリールやコーブレンツKoblenzの都市貴族もブルクマンとして現れると述べている。⁽⁶⁾ さらに彼はグラーフとフライヘルがブルクマンとなつたケースは極めて少なく、騎士のうちほとんどすべての者は大司教のミニステリアーレン身分の出身であつたと述べている。⁽⁷⁾ この関連で、本稿ではSaarburg's Thielmann von Rodemachenの例だけについてしか論及しえなかつたが、大司教と貴族の間の城塞レーエン契約締結の背景に、政治的動機つまり大司教と貴族の間で同盟、和解又は妥協の成

立を図るといふ動機が伏在していたのである。⁽⁸⁾ いずれにしても、城塞レーエン制は、トリール領域内の貴族（グラーフ・フライヘル・騎士・都市貴族）を、物的支配装置たる城塞を維持運営するためのブルクマン（城塞守備兵）として動員するのに適合的な法的手段を大司教＝ランデスヘルに提供するものであった。⁽⁹⁾ 換言すれば、城塞レーエン制は、官僚制が未確立なこの段階にあって、ランデスヘルたる大司教の城塞政策とレーエン制とを連結する機能を果たしたのである。⁽¹⁰⁾

さて、大司教がブルクマンに授封したレーエンの目的物乃至ブルクマンが寄進した自由所有財産——この両者は完全に重なり合うものではないが——は、前節で明らかにしたように、次のごとくである。村落とそのすべての付属物又は高級裁判権・下級裁判権・支配権・狩猟権・度量衡に対する高権・村落農民、森林、荘園の全部、荘園又はこれに属する土地から上がる収益、荘園従属民保有の財産乃至土地、農場、水車小屋、自由所有地とすべての付属物、葡萄畑、牧草地、耕地、畑、放牧地、菜園、水流、養魚池、塔、城館（又は邸宅）及び囲壁である。これらのうち、支配権の基礎（支配権的諸権利 *Herrschaftsrechte*）という意味で特に重要なものは、村落・高級裁判権・下級裁判権・支配権・狩猟権・度量衡に対する高権・森林・荘園・水車小屋・自由所有地・農場（直接の生産活動に従事する）荘園従属民と村落農民・塔・城館（又は邸宅）・囲壁である。なお、この最後の三つは支配の象徴、軍事施設の意味で重要なのである。なお城塞は支配権と同義であったことも稀ではなく、城塞所有者の権力は、自由所有城塞・レーエン城塞・開城強制城塞等々のいずれであれ権利行使可能な城塞をどれだけ多くもちうるかに依存した。⁽¹¹⁾

いずれにしても、これらの財産はほとんどすべて城塞の直接の周辺地乃至近隣地に所在した貴族のかつての自由所有財産 *allodialia, eygen* であり、また特に直接の周辺地が *districtus* (*Bernkastel, Manderscheid, Saarburg, Neuerburg*)、*territorium* (*Neuerburg*)、*terra* (*Saarburg, Hartenfels*)、*iurisdicio* (*Neuerburg*)、又は言葉を連

わた形で*iurisdictio dominium et districtus* (Saarburg)と史料上呼ばれていたことも我々は確認した。城塞周辺地を意味するこれらの呼称は、因に、本稿で特に論及しなかつた城塞についても現れる。先ず大司教の自由所有城塞Montabauerについて、ブルーノ・Dietrich zu Lonは大司教と同盟を締結した際に、「同トリール大司教閣下ハルドウインのために」(城塞)Montabauerが位置する……ライン領域に属する大司教閣下のLand und Leuteの困難を除去し、これを勇敢に守護し又保護するdem egenanten Herrn Baldewin Erzbischove zu Trire sin Land und Lude, die da zu stat Rines sint, da Montabur an gelegen ist……helfen wider menlich beschirmen und beschuden、義務を負った⁽¹²⁾。Montabauerはライン河の右岸東北東約一四km地点にあり、ライン河の岸辺に建つ大司教の自由所有城塞Ehrenbreitsteinから東北東約一八km、ほぼ北にあるHartenfelsから約一四km、東南東のラーン(Lahn)河岸に建つ大司教の自由所有城塞Baldunsteinから約一四kmの地点に位置する⁽¹³⁾。これら大司教の自由所有城塞と共に、Dierdorf・Grenzan・Sportkenburg・Laurenburg・Cramburg・Diez・Hadamar・Molsberg・Weltersburg等の大司教のレーエン城塞がMontabauerを中心点とするかの……これを円状に取り巻いてゐる。したがって「Montabauerが位置する……ライン領域」とは、この城塞を中心点とするほぼ円状の地域、言い換えれば、この城塞の周辺地を指すと我々は考えねばならない。またやはり大司教の自由所有城塞であるMalbergの周辺地は「Malberg(=dominiumに属した……)のque pertinerunt ad dominium Malberg」といふ文言から明らかになつた「dominiumと呼ばれていた(一三二八年)⁽¹⁴⁾」。さらに別の例を挙げるならば、大司教は従来質権*pignus*に基づき事実上自由の自由所有城塞として保持してゐたStahlberg, Stahleck, Braunshorn, Bacharach, Rheinböhlenの半分を持ち分を*medietatem*、ヘーメン並びたポーランド国王ヨハン・Johannes Boemie et Polonieに譲渡したが、この時「これらの城塞並びにそのterraの費用……に關しての両者に降りかかつてくる負担を……*onerata eisdem incumbencia……circa expensas dictorum castrorum et terre……*」各々引き受ける……を約束した(一

(15) 三二〇年)。J. G. terre (terra, nom.) も城塞に付属する領域であると我々は解釈することができる。(16) かくてこれらの城塞の周辺地も Land (terra, lat.)' dominium と当時呼ばれていたことが分かる。

次に、大司教の支配領域と関連する表現は、特にレーエン受領書において、言葉を並列的に連ねた形で、つまり in districtibus terris iurisdictionibus seu dominiis domini mei et ecclesie sue の形で現れてくる (一三四〇年⁽¹⁷⁾)。とするならば、大司教の支配領域は 'districtus, terra, iurisdiclio, dominium の各複数形を連結した形' districtus terrae iurisdictiones seu dominia (以下連結形 A と略記) となる筈である。さらにトリール大司教のランデスヘルシャフトの及ぶ領域と関連する史料のもう一つの文言は、やはり言葉を並列的に連ねた形、in dominio districtu iurisdictione et conductu ipsius archiepiscopi Trevirensis (一三〇九年⁽¹⁸⁾) である。この文言はランデスヘルシャフトの及ぶ領域が dominium districtus iurisdiclio et conductus (以下連結形 B と略記) と呼ばれたことを示す。なお conductus の語は本来国王の専属的権利(レガリーエン)たる護送(権)Geleit(=srecht)を意味するが、ここでは護送権が及ぶ領域の意味であり、ここから転じて 'Du Cange, Glossarium mediae et infimae latinitatis, II. Bd., Neudr. 1954, S. 493 によれば' dominium, districtus, territorium の同義であるという。我々は右二つの連結形を比較するならば、連結形 A は複数形、連結形 B は単数形で表示され、又後者には terra の語の代わりに conductus が入っているという相違があることに気が付く。しかし大司教の支配領域がこのように言葉の連結形で表示されるのは、一四世紀初頭に初めて現れる新しい現象であると同時に、⁽¹⁹⁾ 裁判の要素(iurisdictio)と領域の要素(districtus, dominium, terra=conductus)において共通する故に、いずれの連結形もトリール大司教のランデスヘルシャフトの及ぶ領域であると我々は考えることができる。M・ニコライ⁽²⁰⁾も、連結形 A・B のいずれもが大司教のランデスヘルシャフトの及ぶ領域を示すものであると述べている。我々は城塞及びその周辺地を意味する上述の表現、つまり districtus, terra/land(Land), iurisdiclio, dominium,

*iurisdictio dominium et districtus*と、大司教のラントスヘルシャフトを意味する右A・B二つの連結形とを比較する時、城塞周辺地を意味する言葉が各々、明らかにA・B両連結形の不可欠の要素となっていることが分かる。また上述のごとく、連結形Aは複数形であり、連結形Bは城塞周辺地の呼称よりも外延が広いということが出来る。いずれにせよ、史料上の文言を比較考察した結果、城塞とその周辺地が大司教のラントスヘルシャフトの少なくとも一つの重要な基礎をなしたという結論を我々は下すことができる。この点に城塞の国制史的意義の一つが明らかに認められる。なお、付言しておくならば、*lant(Land)/terra*の語は、一四世紀前半期のトリール領域について、これまでの考察から明らかになった限りでは、被支配領域を意味し、O・ブルンナー Brunnerの意味でのラント、つまり「一定のラント法によって統合された法＝平和共同体」、又は「土地を耕作し、土地を支配している人々のゲノッセンシャフト」ではない。⁽²¹⁾

次に城塞レーエン制の意義に論及しておきたい。城塞レーエン制が城塞周辺地や近隣地の貴族を城塞守備のためのブルクマンとして動員する機能(人的機能)を果たした点については既に述べた。また城塞レーエン制は、上述のごとく、授封が貴族による寄進 *Lehnaufragung* と大司教による再授封という二段階の手続きを経て行われる時、城塞周辺地と近隣地に所在の貴族自由所有財産を大司教のレーエン高権下にもたらし、これをレーエン化 *Feudalisierung* する機能(物的機能)を演じた。ここでは、城塞レーエン制によるこのレーエン化乃至封建化の機能は、いかなる国制史的意義を有したのかが問題となる。我々は特に、城塞周辺地・近隣地所在の貴族自由所有財産のレーエン化が領邦化 *Territorialisierung* とどう結果をもたらしたことに注目したい。トリール大司教領では、バルドウインの治世の末期一三五〇年頃まで、城塞レーエンのほとんどすべてが、大司教への寄進と再授封の手続きを経た *Feuda oblata* であり、大司教の自由財産から直接的に授封された *Feuda data* は稀であった。⁽²²⁾ 前節で論じた城塞レーエンもすべて *Feuda oblata* であった。B・ティーステルカムプ *Diestelkamp* も述べるように、

これまで *feuda oblata* の法制史的意義は明らかにされてこなかったが、この領邦化という点にその少なくとも一つが認められると言わねばならない。いずれにしても、上述のごとく、荘園・村落・高級裁判権・下級裁判権・軍事施設等々の支配権的諸権利が封主たる大司教のレーエン制的支配権下に入った事實は、先ず、従来の所有者たる貴族の自由な処分権を剝奪することを意味した。このことは、城塞レーエン受領書の次のような文言から判明する。すなわち、「私はさらに、私と私の相続人が、上述の財産又は私達がトリール教会から保有し若しくは將來保有するその他の財産を、その全部であれ一部であれ、一人であれ複数であれその他の者に、再下封し又は譲渡しないであらうと、約束する *Pronitto insuper quod ego et mei heredes prefata bona seu alia quae ab ecclesia Treveri habemus vel habebimus alii vel aliis in toto vel in parte non infeodabimus nec alienabimus*」⁽²³⁾ という文言である (*Bernkastel* ② *Nikolaus von Kellenbach*, CBII 707)。他方において、貴族の自由処分権の剝奪は封主たる大司教の処分可能性の発生を意味し、これは、ブルクマンの相続人欠如の際のレーエン復帰（没収）や寄進財産の大司教による一部留保という形で貫徹された。*Sarburg* の *Theilmann* によるレーエン寄進の際に、大司教が、寄進された六村落の全体を再授封することなく、これらに関する高級裁判権、狩猟権、度量衡に対する高権のごとき支配権的諸権利を自らに留保したことは既に述べた。また相続人欠如に基づくレーエン復帰の場合に、大司教は通常それを再授封したが、しかし復帰したレーエン財産の全部を授封することなくその半分を自らに留保したこともある。一三二二年大司教は、*Manderscheid* のブルクマンである騎士 *Friedrich von Daun* から復帰した城塞レーエンの半分 *median partem* を *Friedrich* の姻戚 *Theoderich von Runkel* に再授封し、残りの半分を自己に留保している。⁽²⁵⁾ これによって大司教は *Manderscheid* 周辺地における自己の自由地を拡大することができた。この寄進財産や復帰レーエンの一部留保によって大司教は結局城塞周辺地内の貴族の自由財産を自己の自由財産に編入し、かくて直轄支配領域を拡大することができたのである。この関連で、前節で述べたこ

とく、ブルクマンによつて寄進された自由財産が、城塞周辺地と同様、territorium (Neurburg) ② Hermann von Kinnel 所有の村落) districtus (Saarburg ③ Thielmann von Roderachern 所有の村落) dominium 並ひに iurisdicio (Welschwillig ④ Jakob von Dudeldorf 所有の村落) terra/Land (Hartenfels) ⑤ Heinrich von Ahrscheid 所有の荘園) と呼ばれた事實は、極めて示唆的であると言わねばならない。

なおブルクマンの誠実義務違反に基づくレーエン没収が行われた事例を、筆者は差当り確認することができなかった。しかし、右の Friedrich von Daun からのレーエン没収は、この者が自分の妻 Agnes の死亡後大司教の同意を得ずに自分の二人の姻戚 Theoderich (上述) と騎士 Heinrich von Premonth (= Pirmont) にレーエンを譲渡したことを理由として行われている⁽²⁶⁾。この事實を我々は考慮するならば、ブルクマンの誠実義務違反を大司教が黙視した公算は少いと推定されるが、この点に関しては留保しておきたい。いずれにしても、貴族自由財産の右のごとき封建化(レーエン化)は、封主 Lehnsherr たる大司教の直轄支配領域——城塞及びその周辺領域(ランデスヘルシャフトの一つの要石たる districtus, dominium, territorium, terra/Lant, iurisdicio, iurisdicio dominium et districtus) の強化・拡大乃至そのチャンスを作り出したと言わねばならない。このことは、上述のごとく、大司教が寄進されるべき貴族の自由所有財産が城塞周辺地の中に位置することに重大な関心を寄せていた点にも明確に現れている。この関連で、B・テーステルカムプも又、大司教領トリールの北東に隣接するカツツエンエルンボーゲン伯領 Grafenschaft Katzenelnbogen に関する研究成果に基づき、次のように述べている。すなわち、「…寄進されるべき財産が封主の支配領域に隣接し又有利な位置にあるのが望ましい」という伯の要求に、「レーエン制的支配権とランデスヘルシャフトの調和を求めようとする意図が現れている」と⁽²⁷⁾。したがって、貴族自由所有財産のレーエン化乃至封建化は、大司教の上からの意識的政策を一つの媒介項として、城塞周辺地を領邦化 Territorialisierung するという国制史的意義を有するものであると我々は結論することができる⁽³⁰⁾。なお付言して

おくならば、ブルクマンの勤務が城塞の一点に集中されたこと（城塞勤務）は、人格的義務の領邦化を意味するのである。⁽³¹⁾次に、ランデスヘルシャフト形成の視角から見てレーエン制はいかなる意義を有したのかという重要な問題があるが、この問題を本格的な形で処理するためには、レーエンの一特殊形態たる城塞レーエンのみならず、正規のレーエン（特にレーエン城塞）をも考慮に加えることが必要であり、これを筆者の今後の課題としたい。⁽³²⁾ここでは筆者の今後の作業仮説として、H・リーベリッヒLieberichの次のような指摘を掲げておきたい。「あまたの留保が付せられることであるが、中世後期の領邦国家構築に對するレーエン制の意義を過少評価するのは正しくない。レーエン制国家から官僚制国家への移行は、ドイツでは主にラントにおいて行われたが、それは一四九五五年の永久ラント平和令の発効と共に初めて一応の終結を見た長期に及ぶ過程である。レーエン法は、その時まで、ランデスヘルによる勢力拡大政策と統合政策との優先的な手段であった」と（傍点、原文イタリック）。⁽³³⁾

以上をもって本稿を締め括りたいが、城塞が有した機能、城塞指揮官たるアムトマン、レーエン城塞等に関してはほとんど全く言及することができなかつた。また取り上げた自由所有城塞の数もブルクマンの数も僅かであり、各城塞レーエン寄進契約締結の政治的背景にもほとんど言及することができなかつた。しかし、城塞の国制史的意義の一端が明らかにされるとともに、城塞レーエン制が有する領邦化の機能と過程の一端も具体的に明らかにされたと筆者は考えたい。この関連で、本稿が多くの刺激を受けたベルンスの著書は、城塞レーエン政策による周辺地・近隣地の封建化・領邦化の具体的な過程を詳細に論じてはいない。⁽³⁴⁾またおそらく日本における城塞史研究の開拓者と評価される野崎直治氏は、ドイツにおける城塞史研究の最新の成果を日本に紹介されようとする目的のためにやむをえないことと思われるが、城塞の国制史的意義に関し、特定地域を例として掘り下げて追究してはおられないし、城塞レーエン寄進契約に基づく領邦化の具体的な過程にまで論及しておられるわけではない。⁽³⁵⁾さらにフランスのシャテルニーChâtellainieとの関連で、ドイツのブルク管区Burgbezirkの具体的な解明が

要請をされている。したがって本小稿をも全く無意味ではなならないと思われる。

(5)

- (1) H. Mitteis, Der Staat des hohen Mittelalters, S. 136; M. Bloch, La société féodale, Editions Albin Michel, 1968, pp. 245f. [維也・森岡・大徳・神宮共訳『封建社会』、昭和四八年、一冊六頁]。
- (2) W.-R. Berns, Burgenpolitik und Herrschaft, S. 66 und ebenda Anm. 258.
- (3) 一川用三『ManderscheidのノルマンWilhelm von Ziewel(騎士長)の例について』, „mit pferden und harnesch“, CBII 844; J. Mörsch, Die Balduineen, Nr. 2189, S. 614-649. 前記の例の装備は載れなかったノルマンの例は、例として BernkastelのHugo von Stein' ManderscheidのHeinrich von DaunのPhilipp von Spiegelberg' SaarburgのWirich von Feistort' NeurburgのPaul von EichのHeinrich von Kinnelの例は、例として装備は載れなかった。Bernkastelの例は、例として装備は載れなかった。CBII 783; J. Mörsch, Die Balduineen, Nr. 1653; Ders., a. a. O., Nr. 799; CBII 658; J. Mörsch, a. a. O., Nr. 822; CBII 711; CBII 708.
- (4) 例として、BernkastelのNikolaus von Kellenbach (CBII 707)のHugo von Stein (CBII 783) SaarburgのWirich von Feistort (CBII 658) NeurburgのHeinrich von Gemünden (CBII 819) Hermann von Kinnel (CBII 711) Friedrich von Krivy (CBII 732), HartenfelsのHeinrich von Ahrscheid (CBII 708) WelschwilligのJakob von Dudelndorf (CBII 777)のノルマンの例は、例として装備は載れなかった。例として、FreischießのGerhard (CBII 415) MontabauerのFridericus de Walpode de Waltmanshusin (CBII 694) MayerのTheoderich von Gretzube (CBII 702)のノルマンの例は、例として装備は載れなかった。例として、H. Mitteis, a. a. O., S. 339; Ders., Lehnrecht und Staatsgewalt, 521ff.及びH. MintzのH. リーヴリッヒ著『神皇正統記』二二二頁参照。
- (5) W.-R. Berns, a. a. O., S. 65参照。ノルマンの物権法の現象は、例として、H. Mitteis, a. a. O., S. 339; Ders., Lehnrecht und Staatsgewalt, 521ff.及びH. MintzのH. リーヴリッヒ著『神皇正統記』二二二頁参照。
- (6) W.-R. Berns, a. a. O., S. 56, 59f.
- (7) W.-R. Berns, a. a. O., S. 60.
- (8) W.-R. Berns, a. a. O., S. 56-63.
- (9) 例として、ノルマンの制が通常のノルマンの制の特殊形式であったことを示す。三節(4)の諸論を参照。
- (10) G. TeubertのTheuerkaufの例は、例として、HRG, Bd. I Sp. 562)。
- (11) H. Ebner, Die Burg als Forschungsproblem mittelalterlicher Verfassungsgeschichte, S. 57.

- (26) CBII 696. A. Goertz, a. a. O.
- (27) B. Diestelkamp, a. a. O., S. 83f. Vgl. auch Ders., Das Lehnrecht der Gratschaft Katzenhogen (13. Jahrhundert bis 1479), 1969, S. 129ff.
- (28) M. Nikolay-Panter, a. a. O., S. 113ff. 参考。上述第二節で指摘したことが大司教の活発な城塞政策も、その傍証とならう。
- (29) なお、本節註(8)の文献及び同所本文も参照。城塞レーエン契約締結の背景として、大司教のイニシアティブ、大司教と貴族間の同盟・和解・妥協の外に、大司教の城塞の保護下に入るといふ貴族側の動きも考慮する必要がある。ただし、城塞は最初から周辺住民の保護機能を果たしたからである。このことに関し、次の文言を参照。「トリール大司教の隣人住民は…耕地に出かけることをほとんど好まなかった故に、全能の神は、同大司教閣下の手によって城塞、すなわちラーン河上流に Baldunstein、トリールと Zell im Hamm の中間地域に Baldunseck、Bernkastel のかなたに Baldenan が土台から建設された」とも承認した。今ではこの近隣住民は、これらの城塞の保護を受けて安全にその仕事に赴いている Deus autem omnipotens dedit per manus ipsius domini Baldewini archiepiscopi a fundamentis erigi castra videlicet Baldunstein supra Fluvium Lane, Baldinecke inter Trys et Cellam in Hammone et Baldenouwe ultra Berencastel, cum vicini archiepiscopus Trevirensis incole... vix auferant ad agros colendos exire, sub protectione ditorum castorum ad agenda sua securiter nunc intendunt」(Condex Balduneus, Prooemium, in: J. Mörsch, Die Balduneen, S. 75ff., hier S. 78) 参考。W.-R. Berns, a. a. O., S. 22f. 参考。
- (30) B. Diestelkamp, Lehnrecht und spätmittelalterliche Territorien, S. 82ff. 参考。もともと、大司教が城塞周辺地・近隣地の貴族自由所有財産の寄進増加をめぐり別の政治目的を追求するようになったことは既述までもないことである。W.-R. Berns, a. a. O., S. 71.
- (31) Ders., Das Lehnrecht der Gratschaft, S. 130ff. 参考。
- (32) この問題については、周知のように H. ミッタース Mitteis (積極説) と O. ブルナー Brunner (消極説) の間に鋭い対立がある。H. Mitteis, Lehnrecht und Staatsgewalt, S. 449-463; Ders., Der Staat des hohen Mittelalters, S. 359f., S. 427f. O. Brunner, Land und Herrschaft, S. 335f., S. 370. H. ミッタース H. リーベリッヒ、上掲世良訳、二七八頁以下。山田欣吾「領邦国家とマンン制」『社会経済史学』三〇巻三・四合併号、昭和四〇年、二六頁以下。

- (33) H. Mittels—H. Lieberich, *Deutsch Rechtsgeschichte*, 18. Aufl., 1988, S. 186. Vgl. auch S. 185.
- (34) W.-R. Berns, a. a. O., S. 55-70参照。
- (35) 野崎,『ヨーロッパ中世の城』, V, Ⅷ章,「あどがき」,二三五頁以下参照。
- (36) 世良,『封建制社会の法的構造』,昭和五二年,一六六頁。